

《水田地帯で新たな園芸産地の育成に取り組む皆様へ》

持続的生産強化対策事業のうち
新しい園芸産地づくり支援事業
(園芸作物生産転換促進事業 (都道府県推進))

平成31年4月
農林水産省
生産局園芸作物課

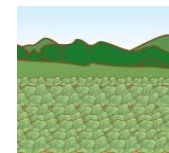
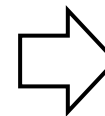
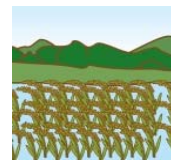
本資料は、平成31年度政府予算原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容に応じて、支援内容等の変更があり得ますので、あらかじめ留意ください。

1. 事業の目的

- 実需者ニーズに対応した園芸作物の安定生産・安定供給を実現するため、**水田地帯において水稲から園芸作物への転換**を図り、**生産者と実需者が連携して取り組む新しい園芸産地の育成**を支援します。

新産地の育成に向けた視点

- 新産地形成の余地、ポテンシャルの大きな**水田地帯をターゲット**に、高収益な**野菜及び果樹、花き**といった**園芸作物を導入**するのが効果的。
- 水田農業の振興にとっても、
 - (1) 園芸作物の導入による**所得向上**
 - (2) 水田農業の抱える構造的な課題解決
(集積により**生じた余剰労働力の活用**、周年営農による**労働力のフル活用**。)
などの効果が期待されるところ。
- 水田地帯においては、**平成30年産からの生産数量目標の配分廃止**を受けて、**需要に応じた作物生産体制の構築**が求められているところ。



2. 支援スキーム

事業実施主体

都道府県

取組主体

生産者、実需者、市町村等の関係者から構成される
コンソーシアム

支援対象となる取組

水田地帯において、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面での課題の解決に向けた以下の取組を支援。

- ① 産地の合意形成に向けた取組
- ② 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組
- ③ 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組
- ④ 機械・施設のリース方式による導入等の取組

補助率

定額、1/2以内

対象品目

露地野菜、施設野菜、果樹、花き

主な事業要件

- ・ 取組主体となる協議会の構成員に、生産者及び実需者が参画していること。
- ・ 契約取引計画を策定していること(成果目標年度において新しく育成される産地規模の50%以上)。

3. 31年度概算決定における変更内容

- 平成31年度より新たに本事業の取組が、産地営農体系革新計画及びGFPグローバル産地計画と連携が図られていると認められる場合、本事業の採択時に、ポイント加算の対象となります。

本事業の産地計画に係る採択基準

取組主体が策定した産地計画は、以下の採択基準に照らし、都道府県で審査されます。

H30年度	H31年度
<ul style="list-style-type: none">・ 成果目標の産地規模・ 契約取引の割合・ 取組効果加算（本事業における取組の継続性）・ 都道府県加算（都道府県の農業振興に係る方針との整合性）	<ul style="list-style-type: none">・ 成果目標の産地規模・ 契約取引の割合・ 取組効果加算（本事業における取組の継続性）・ 都道府県加算（都道府県の農業振興に係る方針との整合性）・ <u>産地営農体系革新計画との連携（追加）</u>・ <u>GFPグローバル産地計画との連携（追加）</u>

産地営農体系革新計画・GFPグローバル産地計画との連携

本事業の取組が

- ① ロボット、AI・IoT等先端技術を組み入れた新たな営農技術体系の導入等について定めた「産地営農体系革新計画」
 - ② 輸出の取組について定めた「GFPグローバル産地計画」
- との連携が図られていると認められる場合は、採択ポイントの加算対象となります。

4. 品目毎の取組のイメージ

◆ 水稲からの園芸作物への転換による水田地帯での新たな産地を育成

露地野菜の産地育成



機械化一貫体系の導入
(左:全自動移植機、右:収穫機)



実証ほ場での試験栽培



試験ほ場での機械実演

果樹の産地育成



栽培技術の確立に向けた栽培実証
(左:屋根かけ栽培、右:ジョイント栽培)



機械のリース導入
(スピードスプレヤー)

施設野菜の産地育成



ハウスの導入
(左:ハウスのリース、右:農業用フィルム及びパイプの資材導入)



循環扇等機器のリース導入



栽培技術の確立に向けた栽培実証

花きの産地育成



ハウスの導入
(農業用フィルム及びパイプの資材導入)

市場関係者による産地指導

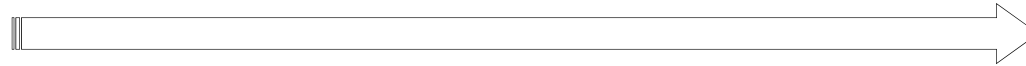


新品種の実証栽培

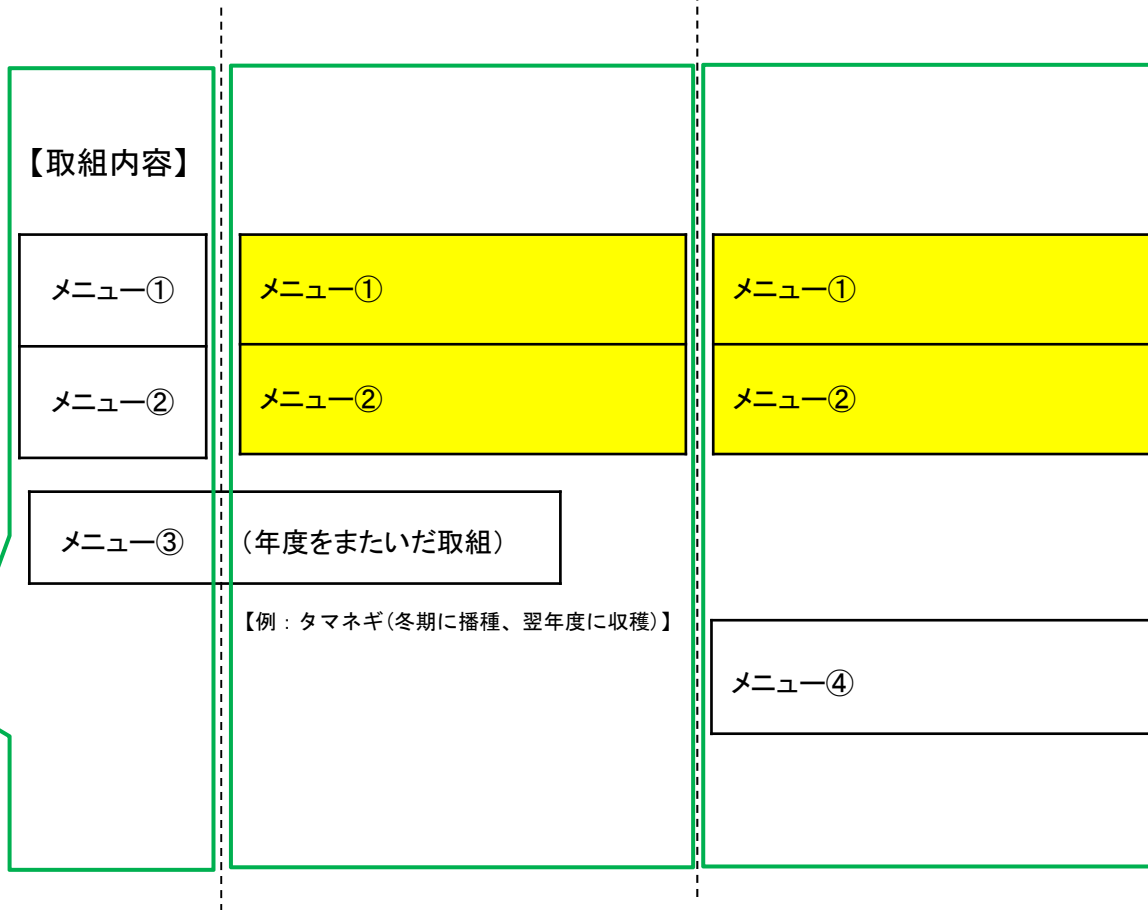
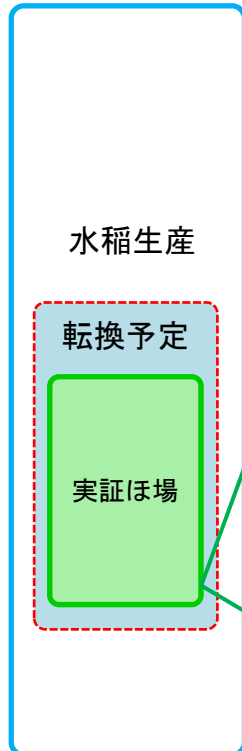
5. 事業メニュー活用のイメージ

※ 果樹は承認後10年目

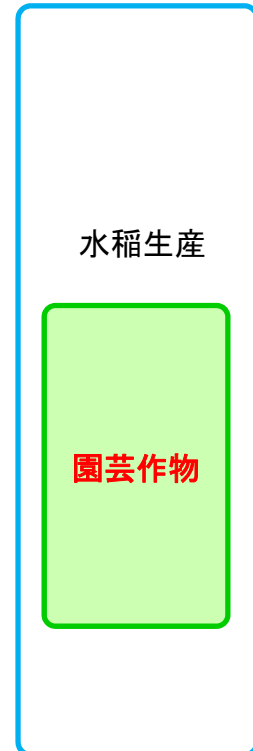
事業計画承認初年度	承認後1年目	承認後2年目	成果目標年度 (承認後3年目 ※)
-----------	--------	--------	----------------------



水田地帯



水田地帯

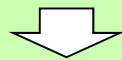


6. 事業の内容 (1)産地の合意形成

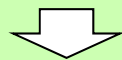
水稻から園芸作物への転換に向けて、関係者の合意形成に向けた検討会や現地講習会の開催、先進地への視察調査などに係る取組を支援します。

事業の進め方の一例

○本事業を活用するに当たり、関係者間で構成する協議会を設置し、産地計画を策定し、都道府県に提出（都道府県が審査及び集約し、取りまとめた都道府県計画を策定し、国に申請）。



○都道府県計画の交付決定・産地計画の承認後、協議会が検討会を開催し、今後の事業実施に当たっての具体的な取組内容、実施時期等を検討。



○産地の合意形成を図るため、栽培技術の専門家を招いての現地講習会、産地内の生産者間の勉強会、先進地への視察調査などを開催。



協議会による会議



生産者間の生産体制の検討

支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、賃金等、会場借料 等

よくある質問

Q：産地計画の策定に係る経費は対象になりますか？

A：支援対象となる経費は、交付決定後の活動に対する経費のため、対象になりません。

Q：専門家を招いて現地検討会を開催する場合の補助対象経費は何が対象となりますか？

A：旅費、謝金、資料印刷費等が補助対象です。但し、謝金や旅費の額については、協議会規約で定めているものであり、かつ社会通念上適切と認められる額に限ります。

Q：産地内勉強会の際、会議室で出すお茶等の飲食経費は対象となりますか？

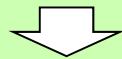
A：飲食等の経費は全て補助対象になりません。

(2) 品種の選定や出荷先の確保

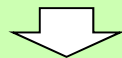
実需者ニーズを踏まえつつ、産地の気象・土壌条件に適した品種の検討や、出荷先の確保に向けた実需者との話し合い等に係る取組を支援します。

事業の進め方の一例

○品種の選定に当たり、ニーズの把握のための実需者へのヒアリング、品目選定検討会議の開催を実施。



○選定した品種について、実証ほ場での栽培実証試験、産地内の生産者間の勉強会などを開催し、合意形成に向けた取組を実施。



○出荷先の確保を図るため、実需者との継続的な協議や、今後の生産拡大に向けた種苗の生産体制や労働力の確保など産地推進計画を検討。



品種選定試験



実需者と計画的に協議

支援対象となる経費（補助率：定額）

旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等（※）、借上費、原材料費 等

※ 協議会構成員が行う栽培管理に係る賃金は補助対象となりません。

よくある質問

Q：実証ほ場を設置する場合の補助対象経費は？

A：ほ場借上費、種苗代、栽培管理賃金等が上記の支援対象となる経費です。

Q：実証ほ場の設置面積に上限はありますか？

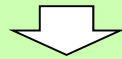
A：面積上限はありません（産地の実情や、取組内容に応じて設定することが可能です）。
ただし、事業の目的・趣旨に沿った取組であり、かつ、実証として適切な面積設定が必要です。

(3) 排水対策や栽培技術の確立

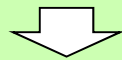
水田地帯で園芸作物への転換が可能かを検証するため、地下水位制御システム等の排水対策の実証、栽培技術確立のための実証ほ設置、技術講習会等の取組を支援します。

事業の進め方の一例

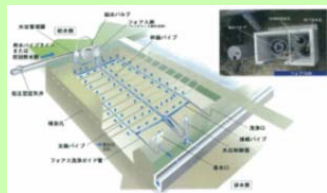
○園芸作物への転換に向け、実証ほ場において 地下水位制御システムなどの排水対策技術の実証や、排水効果の検討会の開催を実施。



○実証ほ場において、排水効果や機械化適性を確認する試験栽培を実施。



○栽培技術の専門家を招き、生産者、実需者等の関係者による技術講習会の開催や、先進的な産地での技術研修などを実施。



地下水位制御システム
(FOEAS)



栽培研修

支援対象となる経費（補助率：定額、1/2以内）

定額：旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等（※1）、借上費、原材料費 等
1/2以内：役務費（※2）

※1 協議会構成員が行う栽培管理に係る賃金は補助対象となりません。

※2 明・暗渠など排水対策の施工に係る経費。

よくある質問

Q：明・暗渠施工を生産者が自ら実施する場合の機械・資材等の補助率はどうなりますか？

A：全施工経費の1/2以内が補助対象となりますが、当該生産者の作業に係る賃金は対象となりません。

Q：地下水位制御システムなど排水対策の施工規模に上限はありますか？

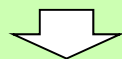
A：面積上限はありません（産地の実情や、取組内容に応じて設定することが可能です）。
ただし、事業の目的・趣旨に沿った取組であり、かつ、実証として適切な面積設定が必要です。

(4) 機械・施設のリース方式による導入等①

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、低コスト生産に必要な機械化一貫体系の導入、導入機械に対応する栽培技術の研修会等を実施。

事業の進め方の一例

○園芸作物の低コスト生産を実現するために必要な農業機械のリース方式による導入を実施。



○新たに導入する機械に対応した畝幅や収穫適期の判断といった栽培技術に係る研修会を実施。

【機械化一貫体系の導入（キャベツ）】



畝立同時施肥機

全自動移植機

収穫機



試験ほ場での機械実演

支援対象となる経費（補助率：定額、1/2以内）

定額：旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等

1/2以内：借上費（※）

※ リース方式による機械・施設導入に係る経費。

よくある質問

Q：機械のリース導入に当たっては、トラクターも対象となりますか？

A：園芸作物の生産に必要な機械のみが対象です。

なお、トラクターなど汎用性の高い機械は対象となりません。また、リース料助成額の計算方法は、以下のとおりとします。

リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

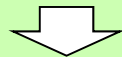
により計算し、千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額

(4) 機械・施設のリース方式による導入等②

まとまった面積でより高い収益を確保できるよう、施設野菜の生産に必要なハウス等のリース導入、導入施設に対応する栽培技術の研修会等を実施。

事業の進め方の一例

- 水稻から施設野菜等の生産転換に向け、協議会がリース方式によりハウスを導入。



- 園芸施設栽培に適した栽培技術に係る研修会を実施。



栽培研修による技術の習得



ハウスのリース導入による施設野菜の生産

支援対象となる経費（補助率：定額、1/2以内）

定額：旅費、謝金、印刷製本費、会場借料、賃金等
1/2以内：借上費（※1）、備品費（※2）

※1 リース方式によるハウスの導入経費。

※2 資材費（農業用フィルム、パイプ等）。

よくある質問

Q：ハウスをリース導入する際の補助率は？

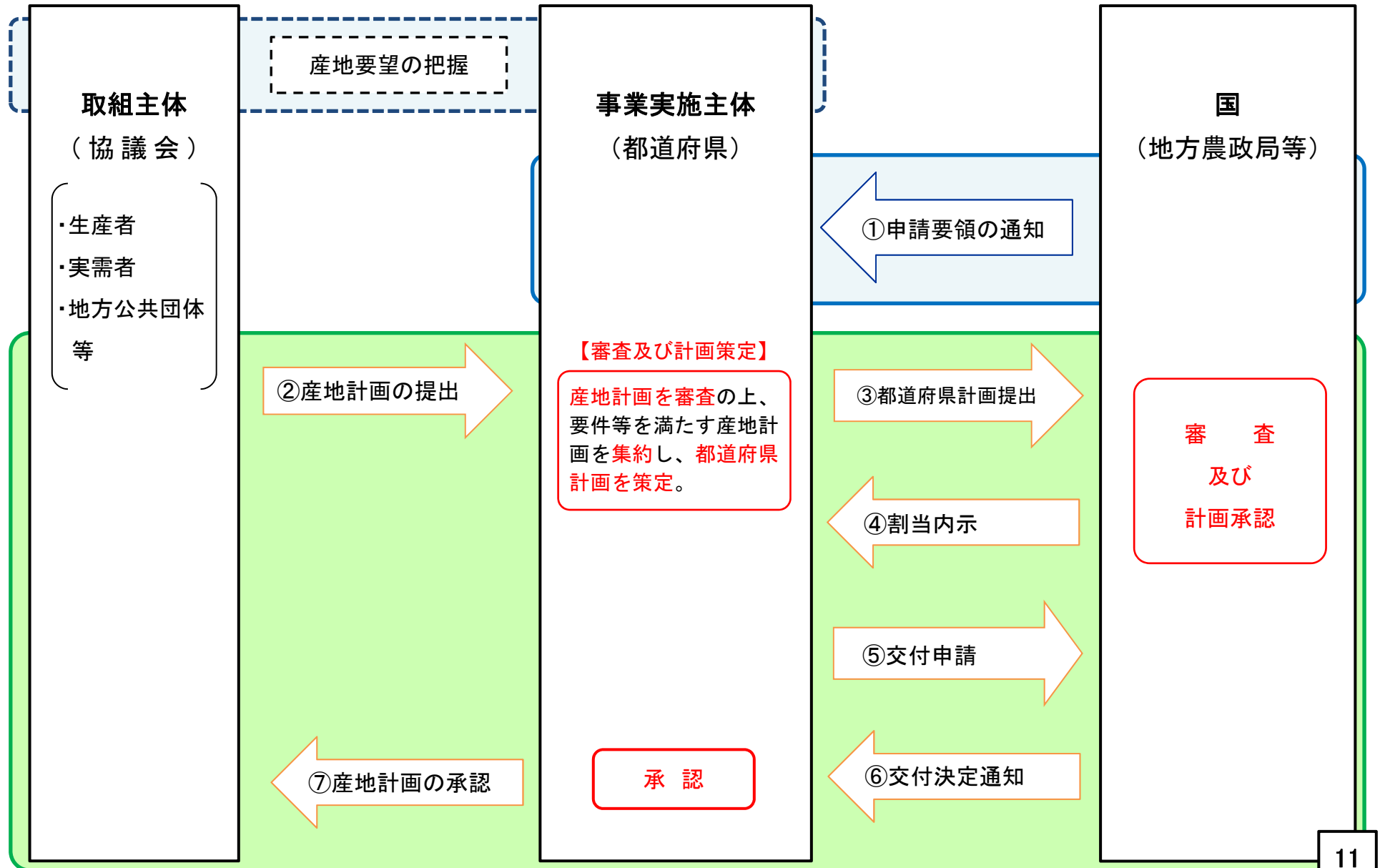
A：補助率は1/2以内となります、リース料助成額の計算方法は、以下のとおりとします。

リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内
リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内
により計算し、千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額

Q：ビニールハウスを自力施工する際の補助対象経費は？

A：農業用フィルム及びパイプの資材費が補助対象となります（施工に係る人件費は補助対象となりません）。

6. 事業の流れ①（イメージ）






補足①：取組ごとの補助率

- 1取組主体当たりの国費の上限を0.5億円とします（ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は、1取組主体当たりの国費の上限を1億円とします）。

事業メニュー	詳細	補助率
産地の合意形成に向けた取組	○ 協議会の開催	定額
	○ 園芸作物の生産体制の整備（講習会、先進地調査 等）	定額
品種の選定や出荷先の確保に向けた取組	○ 試験栽培の実施（品種選定、効果分析、マニュアル作成 等）	定額
	○ 品種の加工適性試験	定額
	○ GAP・トレーサビリティ手法の導入（検討会、システム実証 等）	定額
	○ 販路拡大の取組（実需者との意見交換、展示販売出展 等）	定額
排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組	○ 地下水位制御システム等の施工	1/2以内
	○ 果樹園地整備	1/2以内
	○ 栽培技術の確立や技術講習会の開催	定額
機械・施設のリース方式による導入等の取組	○ リース方式による機械・施設の導入	1/2以内
	○ 省力化・安定生産に必要な生産資材の導入	1/2以内
	○ 新植果樹の適正管理体制の導入	定額
	○ 栽培実証の確立や研修会の開催	定額

補足②：施設園芸の体制構築に取り組む場合（補助対象経費の考え方）

ハウスのリース導入		ハウスの資材購入	
 <p>耐候性ハウス</p> <p>強い農業づくり交付金に準じる水準</p>		 <p>被覆資材やパイプ</p> <p>自力施工が可能なビニールハウス資材に限る</p>	
 <p>ビニールハウス</p> <p>自力施工ができないビニールハウスに限る</p>		<p>【農業用フィルムの例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農POフィルム ビニールよりも軽くて耐久性に優れており、5年は張替えが不要（ビニールは2～3年）。 ○フッ素フィルム ガラス並みに日光の透過性が高く耐久性にも優れる。10年以上の長期展張も可能。 	
補助対象経費	借上費 (ハウスのリース費)	補助対象経費	備品費 (農業用フィルム及びパイプ)
補助率	物件価格の1/2以内	補助率	購入費の1/2以内
<p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会（又は構成員の生産者）が、<u>リース方式</u>によりハウスを導入する際に活用が可能です。 		<p>《留意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該協議会（又は構成員の生産者）が、<u>ハウス資材（自力施工が可能なビニールハウス資材に限る）</u>を購入する際に活用が可能です。 	

補足③：機械・施設のリース方式による導入に取り組む場合の申請方式

	申請方式	
	協議会のみで申請	協議会とリース事業者との共同申請
事業者の選定	<p>リース事業者を選定</p> <p>(選定に当たっての留意事項)</p> <p>➤ 以下により、事業費が低減できるリース事業者を選定すること</p> <p>① リース機械・施設の希望小売価格を確認すること</p> <p>② 一般競争入札の実施又は複数の事業者から見積もりを提出させること</p>	<p>リース機械・施設の納入事業者を選定</p> <p>(選定に当たっての留意事項)</p> <p>➤ 以下により、事業費が低減できるリース機械・施設の納入事業者を選定すること</p> <p>① リース機械・施設の希望小売価格を確認すること</p> <p>② 一般競争入札の実施又は複数の事業者から見積もりを提出させること</p> <p>➤ リース事業者と随意契約を締結する場合は、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報等についての資料を提出させること</p>
契約主体	協議会又は協議会内の生産者	協議会又は協議会内の生産者
補助金交付先	協議会 へ交付	協議会 または、 共同申請者であるリース事業者 へ交付

支援内容及び補助対象経費(補助率)

◇ 産地の合意形成 (定額)

- ・栽培技術の専門家を招いての現地講習会、生産者間の勉強会、先進地への視察調査等に係る経費

◇ 品種の選定や出荷先の確保 (定額)

- ・ニーズの把握のための実需者へのヒアリング・調査等に係る経費
- ・選定品種の栽培実証試験、種苗の生産体制構築や産地の労働力確保に向けた検討会等に係る経費

◇ 排水対策や栽培技術の確立 (定額、1 / 2 以内)

- ・地下水位制御システム等の導入による排水対策に係る経費 (1 / 2 以内)
- ・新植、深耕・整地、土壌改良及び小規模園地整備に係る経費 (1 / 2 以内)
- ・栽培技術の確立に必要な栽培実証や技術講習会等に係る経費 (定額)

◇ 機械・施設のリース方式による導入等 (定額、1 / 2 以内)

- ・低コスト・省力化栽培を実現するために必要な機械・施設のリース導入に係る経費 (1 / 2 以内)
- ・省力化栽培・安定生産体制の構築に必要な果樹棚や屋根かけ栽培の資材に係る経費 (1 / 2 以内)
- ・新植果樹の栽培管理及び育成に係る経費 (定額)
- ・新たに導入する機械に対応した栽培技術の確立や研修会の開催に係る経費 (定額)



補足⑤：機械・施設のリース導入における補助対象の範囲

補助対象		対象外
ほ場整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耕土改良 ・ 耕うん用機械 ・ 碎土整地用機械 ・ 施肥・播種用機械 ・ 関連機器・装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター（本体） ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高いもの 〔運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等〕 ・ 中古の農業機械・施設 ・ 更新と見なされる機械・施設
生産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移植用・育苗用機械 ・ 栽培管理用機械 ・ 防除用機械 ・ 収穫用機械 ・ 関連機器・装置 ・ 施設園芸用ハウス・機器・装置 ・ 育苗用ハウス・機器・装置 	
出荷調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調整用機械 〔乾燥調整機、根切機、葉切機、洗浄機、結束機、花き結束機、選別機 等〕 ・ リーフアーコンテナ 	

※ 農業機械・施設のリース方式による導入に際しては、成果目標年度に水稻から園芸品目へ転換した産地規模での生産に必要な規模（数量、台数等）で導入が可能